平成２３年（フ）第４４３０号
大阪府門真市江端町５番８－５号
債務者　藤澤　和浩
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８０号
大阪府八尾市春日町２丁目３番７号　立花文化住宅内17号
債務者　谷本　貴明
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１１号
大阪市鶴見区放出東１丁目19番４号
債務者　西　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１４号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目11番26号　大蓮荘７号
債務者　藤澤　將文
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７４号
大阪市北区同心１丁目９番20号　ノバカネイチ同心町201号室
債務者　向井　和美（旧姓人見・高木）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８３号
大阪府東大阪市吉田２丁目９番27号　ヴィラー西村201
債務者　内野宮麻理
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１４号
大阪府東大阪市若江西新町２丁目４番13号
債務者　前田　直利
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６５号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号、住民票上の前住所佐賀市諸富町大字諸富津103番地１
債務者　西　　悦二
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８６号
大阪府八尾市青山町３丁目４番６―101号
債務者　片山　朱美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４４号
大阪府東大阪市中野１丁目12番20号　中野マンション202号
債務者　南　　知敏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４５号
大阪府東大阪市中野１丁目12番20号　中野マンション202号
債務者　南　　久美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２４号
大阪市鶴見区今津南３－１－８―904、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見２丁目24番23号
債務者　松林八代生
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５３号
大阪市天王寺区細工谷１丁目４番17号
債務者　石崎　尚子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０９号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番15―402号
債務者　大丸　直美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１８号
大阪市東淀川区下新庄４丁目16番２―901号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目８番25号
債務者　宮崎かおり
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２８号
大阪市東淀川区大道南１丁目26番13号
債務者　吉田　徳三
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３３号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番15―304号
債務者　曽宮　宏明
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部